

**後期高齢者医療制度関係事務における
「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）に関するパブリックコメント実施要項**

1. 趣旨

群馬県後期高齢者医療広域連合では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づき、後期高齢者医療制度関係事務において、個人番号を含む個人情報ファイル（以下、「特定個人情報ファイル」という。）を取扱っており、随時、特定個人情報保護評価を見直し、特定個人情報保護評価書を公表しています。

特定個人情報保護評価とは、個人番号を含む個人情報が漏えいしたり、その他の事態が発生したりするときのリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を実行することを示したものです。また、特定個人情報ファイルの取扱いに「重要な変更」を加える際には、特定個人情報保護評価を再実施することになっています。

現在使用している後期高齢者医療制度の業務システムは、厚生労働省からの委託により国民健康保険中央会が開発したシステムを平成 31 年から使用しており、耐用年数もあって令和 7 年 3 月までに機器更改を予定しています。次期システムについては、クラウドサービスを利用したシステム運用となるため、当該変更が特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」に該当します。このことから、次期システム環境において本番データ利用開始前に再評価を実施するものです。ついては、見直しを行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の内容について、広く住民の皆様からのご意見を募集します。

2. 意見募集の方法

（１）意見を提出できる方

- ① 広域連合の区域内に住所を有する者
- ② 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 広域連合の区域内に存する学校等に在学する者
- ⑤ パブリックコメント手続を実施する計画等に利害関係を有するもの
- ⑥ その他広域連合長が必要と認めるもの

（２）周知方法 広域連合ホームページ、広域連合及び市町村担当課窓口に資料を設置

（３）提出方法 任意の様式に意見と住所、氏名を明記の上、郵便、ファクシミリ、広域連合ホームページ問い合わせフォームまたは広域連合事務局に直接持参のいずれかの方法により提出。

（４）期 間 令和 5 年 8 月 1 日（火）～令和 5 年 8 月 3 1 日（木） ※必着

（５）提出場所 群馬県後期高齢者医療広域連合 総務課
〒371-0854 前橋市大渡町一丁目 10 番地 7 号
群馬県公社総合ビル 6 階
FAX 027-255-1312

- （６）そ の 他**
- ・提出された意見は、類似の意見等とこれに対する考え方を取りまとめた上、広域連合ホームページで周知する。
 - ・収集した個人情報については、この条例は、個人情報の保護に関する法律に従って適切に取り扱う。
 - ・意見に対して、個別の回答はしないものとする。